

自殺対策推進会議における意見

(資料 1)

自殺総合対策 大綱の項目	大綱本文	担当府省	取組	委員からの意見
1 自殺の実態を明らかにする取組 自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究とともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進する。				
(1) 実態解明のための調査の実施	社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入ポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査等を継続的に実施する。 また、地方公共団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査を支援する。	内閣府	○こころの健康（自殺対策）に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、こころの健康（自殺対策）に関する世論調査を実施（平成 19 年 5 月）。 ○自殺に関する国民の意識や自殺サイトへの接触などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺対策に関する意識調査を実施（平成 20 年 2 月）。 ○硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、「平成 20 年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」を実施（平成 20 年度）。 ○諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施（平成 22 年度）。	●「平成 20 年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」は、メディアにおける自殺報道ガイドライン作成の取組に活用すべきである。【清水委員】 ●民間団体等による自殺の実態（自殺の危機経路）についての調査や分析も施策に反映するよう大綱に明記すべきである。【清水委員】 ●例えば震災など、新たな事態が起きた際に、それについて実態解明を行うための予算の枠組みが必要である。【本橋委員】
		内閣府（研究所）	○警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした。	
		厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」（旧「こころの健康科学研究事業」）において、 ①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度） ②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（平成 19～21 年度）	●「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」は、その成果を実際の未遂者支援につなげるべきである。【清水委員】

			③「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」（平成 21・22 年度） ④「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」（平成 22 年度） を実施。	
(2) 情報提供体制の充実	国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、自殺予防総合対策センターの機能強化を図るなど、自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析、提供を推進する。 また、同センターと関係機関との連携を強化する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHO や海外での取組等について紹介（平成 19～21 年度）。タイムリーな情報発信として、Web サイト「いきる」にメッセージの欄を設けたほか、ブックレットシリーズ、パンフレットを刊行（平成 21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外の情報、センターで発行した印刷物等を紹介（平成 22 年度）。	●心理的に追いつめられている人でも、支援策情報を簡単に探し出せるような「相談窓口の検索サイト」を拡充させるべきである。【清水委員】
(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進	自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査研究を進める。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」（平成 21・22 年度）を実施し、その中で自殺未遂者等の調査研究を実施。	●「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」は、その成果を実際の未遂者支援につなげるべきである。【清水委員】（再掲）
(4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進	児童生徒の自殺について、教育委員会や学校による調査等に限界がある場合に、必要に応じて第三者による実態把握を進める。 また、児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析しながら、自殺予防のあり方について調査研究を行う。	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル（平成 21 年 3 月）及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月）を作成、配布。子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。（平成 23 年 6 月）また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出（平成 23 年 6 月）。	
(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発	うつ病等の精神疾患の病態を脳科学等様々な分野にわたる研究により解明し、治療法の研究開発を進めるとともに、簡便で客観的な指標を用いたうつ病の診断技術の研究開発を進め、その結果について普及を図る。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、 ①「プライマリーケアで使用可能な、DNA チップを用いたうつ病の診断指標の作成」（平成 20～22 年度） ②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究」（平成 18～20 年度） ③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病/自殺ハイリスク者の発見と支援」（平成 19～21 年度） ④「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」（平成 20～22 年度） ⑤「気分障害の神経病理学に基づく分類を目指した脳病態の解明」	

			(平成 21・22 年度) 等の研究を実施。	
(6) 既存資料の利活用 の推進	各都道府県警察が保有する自殺統計資料 や関係機関が保有する資料等について、自殺 の実態解明のための調査研究への活用を促 進する。	内閣府	○警察庁から平成 19 年及び 20 年の自殺統計データ（都道府県別・ 警察署別）の提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・ 公表（平成 21 年度）。 ○警察庁から平成 21 年分（暫定値）の自殺統計データ（全国・都道 府県別・市区町村別）の提供を受けて作成した「平成 21 年地域に おける自殺の基礎資料」を含む「自殺対策強化のための基礎資料」 を作成・公表（平成 22 年 3 月 30 日）。 ○平成 22 年 4 月分から 8 月分まで、毎月、都道府県別及び市区町村 別（自殺者の生前の住居地及び発見地）の自殺統計データについ て警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作 成・公表。	●各省庁で実施されている様々な研究をまとめ て、現状はどこにあるか分かりやすく国民に伝 えるようにすべきである。【本橋委員】
		内閣府（研 究所）	○平成 22 年 9 月分以降は、内閣府経済社会総合研究所に設置した分 析班により詳細な分析を行うこととなり、警察庁から自殺に関す るより詳細なデータの提供を受け、平成 22 年 9 月および平成 22 年年次（暫定値）における都道府県、市区町村別の自殺の基礎資 料を作成・公表。	●データについては、単純集計にとどまらず、特 筆すべきポイントについてはクロス集計し、そ の背景に何があるか分析をするようにすべき である。特にもっとも多い無職者についてな ど。【五十嵐委員、清水委員】
		警察庁	○自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計原票の 運用を開始（平成 19 年 1 月～）。 ○自殺者の生前の住居地及び発見地を市区町村単位で記入する項目 を加えた新しい自殺統計原票の運用を開始（平成 21 年 1 月～）。 ○「平成 18 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 19 年 6 月）。 ○「平成 19 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 20 年 6 月）。 ○「平成 20 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 21 年 5 月）。 ○「平成 21 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 22 年 5 月）。 ○「平成 22 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 23 年 3 月）。 ○平成 20 年中の自殺者数（総数、男女別、都道府県別及び月別）を 公表（平成 21 年 4 月）。 ○平成 21 年 1 月分以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府 県別）を暫定値として公表（平成 21 年 3 月～）。 ○平成 22 年 5 月以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県 別）を速報値・暫定値として公表（平成 22 年 6 月～）。 ○平成 16 年から 19 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計デ	

			ータを内閣府へ提供（平成 20 年 6 月・12 月）。 ○平成 19 年から 20 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供（平成 21 年 7 月）。 ○平成 21 年度「自殺対策強化月間」の実施に伴い自殺統計データ（平成 19 年、20 年の 3 月分の全国及び都道府県別、平成 21 年分（暫定値）の全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 2 月）。 ○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成 22 年 4 月分から毎月の月別自殺統計データ（全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 5 月～）。 ○自殺統計原票データ（平成 17 年～21 年、平成 22 年 1 月～9 月分（暫定値））を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月）。 ○平成 22 年 10 月分から毎月の自殺統計原票データ（暫定値）を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月～）。 ○平成 22 年中の自殺統計原票データ（確定値）を内閣府へ提供（平成 23 年 3 月）。	
		厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①人口動態調査に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施（平成 20・21 年度）。 ②警察庁のデータを活用した自殺の実態分析を実施（平成 20 年度）。 ③警察庁のデータを活用した自殺の実態分析につき内閣府に協力（平成 21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施し、平成 23 年 3 月には「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂した（平成 22 年度）。	●労災に認定された、あるいは労災事案になったものの背景を分析して、職域における自殺の実態を新たな対策につなげるべきである。【高橋（信）委員】

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等について国民の理解の促進を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。				
(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施	自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、これらに対する偏見をなくすため、9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進し、命の大切さとともに、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促進する。	内閣府	○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成19年7月1日）。 ○東京都において「第1回自殺対策シンポジウム」を開催（平成19年9月）。 ○厚生労働省及び開催県との共催により全国5か所（山形県、石川県、鳥取県、高知県、鹿児島県）において地方シンポジウムを開催（平成20年8月31日～9月20日）。 ○特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク及び東京都との共催により「WHO 世界自殺予防デーシンポジウム」を開催（平成20年9月14日）。 ○「自殺予防のための行動～3つのポイント～」を策定し、啓発活動を実施（平成21年2月）。 ○「自殺予防週間」（9月10日～16日）において、 ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ（平成19～22年度）。 ②開催県との共催により全国5か所（茨城県、静岡県、和歌山県、岡山県、徳島県）において地方シンポジウムを開催（平成21年9月6日～9月27日）。 ③東京都において「平成21年度自殺対策シンポジウム IN 東京」を開催（平成21年9月13日）。 ④引き続き不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、内閣府自殺対策推進室Webサイトの特設サイトをリニューアル。さらに、東京駅前において街頭キャンペーンを実施（平成22年9月10日）。 ⑤著名人によるメッセージムービーを作成、Web サイト上で公開（平成22年9月10日～）。 ⑥東京都において「自殺対策国民会議 2010」を開催（平成22年9月10日）。 ○「自殺対策強化月間」（3月）において、 ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ（平成21・22年度）。 ②テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施（平成21・22年度）。 ③不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、特設サ	

			イトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開設（平成 21 年度）。さらに、新橋駅前にて街頭キャンペーンを実施（平成 22 年 3 月 1 日）。 ④周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマに「気づき」を促すキャンペーンを実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開設（平成 22 年度）。 ⑤「ゲートキーパー養成研修用 DVD」や「ゲートキーパー一般啓発用 DVD」、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」、「誰でもゲートキーパー手帳」などのゲートキーパー養成用の資材を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課に配布（平成 22 年度）。 ⑥「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催（平成 22 年 11 月 25 日）。 ○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等と一体となって、全国的な啓発活動を展開する（平成 23 年度）。	●「周りの人が気付く」というだけでなく、「本人が語れる（相談できる）雰囲気を作る」という観点からの啓発が必要である。【清水委員】
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを進める。 さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。	総務省	○平成 18 年度に開発した放送分野のメディアリテラシー向上のための小学校高学年及び高校生向け教材の説明会を各地で実施（平成 19 年度）。 ○「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを開設。様々なメディアリテラシー関連情報と共に、Web 教材を開発・掲載（平成 20 年度）。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成 18 年度から実施。 ○中学生を対象とした放送分野のメディアリテラシーの向上のための Web 教材を開発・掲載（平成 21 年度）。 ○小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発・掲載（平成 22 年度）。	
		文部科学省	○生命を尊重する心をはぐくむ道德教育を推進する観点から実践研究を実施（平成 19～22 年度）。 ○小・中・高等学校の新学習指導要領を告示（平成 20 年 3 月小・中学校、平成 21 年 3 月高等学校）。 ○かけがえのない生命について考えさせるなど、道德の内容を分か	●小学校教育等では「生きる力」などについて教

		りやすく表した「心のノート」を小中学生に配布。(平成 19～22 年度)「心のノート」を Web サイトへ掲載(平成 22 年度)。 ○保護者・地域との連携、外部講師派遣、道徳教材の活用など、自治体等における多様な取組に対する支援を実施し、命を大切にす る心を育成する道徳教育の一層の推進(平成 22～23 年度)。 ○全国規模の学校団体や P T A、通信関係団体などの関係業界・団 体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネ ット安全安心全国推進フォーラム」を実施(平成 19 年 11 月、平 成 20 年 1 月、平成 20 年 3 月、平成 20 年 8 月、平成 20 年 11 月、 平成 21 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 22 年 3 月、平成 24 年 3 月 (予定))。 ○有害情報から青少年を守るため、地域における取組体制の構築、 フィルタリングの普及活動などの教育・啓発活動を支援する「地 域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施(平成 19～23 年度)。 ○インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周 知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成 し、全国で学習・参加型のシンポジウム開催(予定)(平成 23 年 度)。 ○子ども向けの携帯電話のインターネット利用に際しての留意点を 盛り込んだ啓発資料「ちょっと待って！ケータイ」を作成し、全 国の小学 6 年生に配布(平成 20 年 2 月、平成 21 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 24 年 3 月(予定))。 ○保護者向けの携帯電話利用に係る親子のルールづくり等を促すリ ーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を作成し、 教育委員会・P T A 団体等へ配布(平成 21 年 2 月、平成 22 年 2 月、平成 24 年 3 月(予定))。 ○子どもの携帯電話をめぐる問題に関する映像資料を作成・配布(平 成 20 年 9 月、平成 22 年 3 月)。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちの インターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教 職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成 18 年度 から実施。 ○新学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図った(小中 学校平成 20 年 3 月 28 日告示、高等学校平成 21 年 3 月 9 日告示)。 ○新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした教育の情 報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ学 校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関 する手引」を作成。(平成 21 年 3 月)平成 22 年 10 月には新たに 高等学校分を追補。 ○情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指導セミ	えられているようだが、例えばイギリスのよう に、何か困難なことがあった場合、相談する力、 外に解決を求めていく力について教育するこ ともゼロ次予防として考えるべき。【五十嵐委 員、清水委員】
--	--	---	--

			ナー」を 47 都道府県において開催（平成 19 年度）。 ○情報モラル研修教材「5 分で分かる情報モラル」を作成・配付（平成 19 年度）。 ○情報モラル指導に関する教員向け Web サイトを作成・公開（平成 19 年度作成、平成 20 年度公開）。 ○学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、地域に専門家を派遣する事業や、教員等に対し情報モラルに関する専門的な研修を実施（平成 21 年度）。 ○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成・配布（平成 22 年度）。 ○独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施（平成 22 年度）。 ○命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及させ、学校における「豊かな体験活動推進事業」の円滑な展開を推進（平成 19～21 年度）。 ○都道府県・指定都市（平成 23 年度より中核市を追加）に対する補助事業として、自然の中での宿泊体験活動等、学校における「豊かな体験活動推進事業」の円滑な展開を推進（平成 22～23 年度）。	●大学における教養課程で、人間関係の形成や困ったときに社会資源のどこに相談したら良いかなど、「ゼロ次予防」としての教育を行えば良いと思う。【高橋（信）委員】 ●社会に出たときに自らの身を守るために必要な知識を学生時代に身に付けることが、将来的な自殺予防に大きく貢献すると思うので、そうした観点を盛り込むべきである。【清水委員】 ●セクシャルマイノリティの問題が児童生徒の自殺念慮の要因にあるのではないかという可能性とそれに対する対策の必要性を盛り込むべきである。【清水委員】 ●精神疾患に関する正しい知識を、偏見を待つ前、つまり子どもの頃に身につけられるようにするべきである。【清水委員】
(3) うつ病についての普及啓発の推進	「新健康フロンティア戦略」に基づき、ライフステージ別のうつに対する知識の普及・啓発、うつ病の認識、受診の啓発を推進する。	厚生労働省	○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成 19～22 年度）。 ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉	●精神疾患に関する正しい知識を、偏見を持つ

			全国大会」を開催（平成 19～22 年度）。 ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省 Web サイト内に開設（平成 22 年度）。	前、つまり子どもの頃に身につけられるようにすべきである。【清水委員】（再掲）
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する 自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。				
(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上を図る。	厚生労働省	○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に「かかりつけ医心の健康うつ病対応力向上研修事業」を実施（平成 22 年度からは、小児科医等も対象）（平成 20～22 年度）。	●かかりつけ医への研修は成果を挙げている。救急医療に携わる医師にも基礎的な精神疾患の対応等についての教育研修の実施が必要。【坂元委員】
(2) 教職員に対する普及啓発等の実施	児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員に対し、自殺の危険性の高い児童生徒に気づいたときの対応方法などについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成、配布。各種会議等を通じて教育委員会・学校に周知（平成 20 年度～23 年度）。	●「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」は非常に有用。各市町村の教員まで知識を普及すべきである。【向笠委員】 ●児童生徒の中には親を自殺で亡くした遺児も大勢いるので、そうした子どもたちへの支援という視点も含めるべきである。【清水委員】 ●遺された子どもたちへの支援は火急の課題であり、子どもたちの実数とその実態の調査、保護者の心理面・生活面の安定の確保と子どもたちの心理面・生活や学習の支援体制の構築に向けた取組取り組むべき課題を提示するべきである。【杉本委員】
(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや自殺予防についての研修を実施する。 また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～ 31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺総合対策企画研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等自殺対策研修を実施（平成 20・21 年度）。また各地の研修に協力（平成 19～22 年度）。 ○自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている者の資質向上	

			のため、自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施（平成 22 年度）。 ○職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47 都道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を実施（平成 19 年度）。 ○職場における自殺予防を含むメンタルヘルス対策及び過重労働対策を推進するため、全国の産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修等を実施（平成 20～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策の基礎知識」を刊行（平成 20 年度）。	
(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施	介護支援専門員等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及を図る。	厚生労働省	○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施（平成 19～22 年度）。	
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施	住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施する。	厚生労働省	○各都道府県、政令指定都市が実施する、 ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修 等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施（平成 19～22 年度）。	
(6) 地域でのリーダー養成研修の充実	国立保健医療科学院や自殺予防総合対策センターなどにおける地域での自殺対策におけるリーダー的存在となる専門職の研修を推進する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺総合対策企画研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～ 31 日、平成 20～22 年度）。また各地の研修に講師協力（平成 19～22 年度）。	
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	消費生活センターの多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	金融庁	○金融庁の金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について周知を実施（平成 19 年 10 月 9 日、平成 21 年 2 月 17 日、平成 22 年 2 月 19 日、平成 23 年 2 月 21 日）。 ○多重債務相談に対応する際の相談員の基本的な心構えや実際の相談業務での対応についての「多重債務者相談マニュアル」（冊子及び DVD）を作成し、全国の自治体、関係機関に送付（平成 19 年 7 月、平成 20 年 3 月に改訂版を作成・送付）。さらに、財務局等の相談窓口の担当者・相談員との意見交換（平成 21 年度）及び有識者からなる「多重債務カウンセリング・相談タスクフォース」のメンバーからの意見を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」の改訂を行い、平成 23 年度中に、経験の浅い相談員でも活用することができる、より実践的な「多重債務相談の手引き」を作成・配布	

			予定。	
		消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成 21 年度～）。 ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施する等の支援を実施（平成 21 年度～）。	
		厚生労働省	○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施（平成 19～22 年度）。	
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	警察官、消防職員等に対して、適切な遺族対応等に関する知識の普及を促進する。	警察庁	○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる（平成 19～22 年度）。	
		総務省	○消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施（平成 19～22 年度）。	
(9) 研修資料の開発等	国、地方公共団体等が開催する自殺防止等に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資料の開発を推進するとともに、自殺予防総合対策センターにおいて公的機関や民間団体の相談員の研修事業を行う。	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者遺親族等のケアに関する対策検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」及び「自死遺族ケアに関するガイドライン」を作成し（平成 20 年度）、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施（平成 20～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施に協力（平成 19～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対策企画研修、自殺対策相談支援研修、地域自殺対策支援研修、心理職等自殺対策研修に用いる研修資料を開発（平成 20・21 年度）。一部を印刷物として配布（「中高年男性の自殺予防に取り組む人のための 10 箇条」を配布）（平成 20 年度）。	

(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進	民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法の普及を図る。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らのこころの健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込むことを検討（平成 19 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体、民間団体の相談員に対して実施することとしている相談技法に関する研修のカリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる（平成 20・21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ、相談支援に関する研修を実施（平成 22 年度）。	
4. 心の健康づくりを進める 自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進のための職場、地域、学校における体制整備を進める。				
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図る。また、管理・監督者を始め労働者に対し心の健康問題への誤解や偏見をなくすための正しい知識の普及、産業保健スタッフの資質の向上等による相談体制の充実等事業場に対する支援を実施し、労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る。特に、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない小規模事業場に対しては、産業保健と地域保健との連携などにより支援を充実する。 また、過重労働による健康障害防止のための労働基準監督署による監督指導を強化する。	厚生労働省	○労働者の自殺予防に必要な知識をまとめた「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を事業者等に対して配布（平成 19～22 年度）。 ○小規模事業場の労働者及びその家族に対して、セミナーや相談会等を実施（平成 19～22 年度）。 ○産業医に対しメンタルヘルス対策や過重労働対策に関する研修、精神科医等に対し産業保健についての研修を実施（平成 19～22 年度）。 ○都道府県労働局・労働基準監督署による個別事業場に対する指導の実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を強化（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、事業者等に対しメンタルヘルス相談機関等の紹介を開始（平成 20 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス相談機関等の紹介に加え、相談対応、個別事業場への訪問支援を実施し、メンタルヘルス不調の予防から、職場復帰支援に至るまで、事業者の取り組むメンタルヘルス対策の総合的な支援を開始（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおけるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに管理監督者に対する教育を開始（平成 22 年度）。 ○職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設（平成 21 年 10 月）。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加等、コンテンツを充実（平	

			成 22 年度)。	●事業者がメンタルヘルスに取り組むことにメリットを感じるような仕組みが必要。【五十嵐委員】 ●社会的評価や税制上の優遇措置を受けられる等の、職場環境の改善に取り組むことが経営者のメリットになる仕組み作りが必要。【清水委員】 ●過重労働による健康障害の防止ももちろんだが、職場におけるいじめや嫌がらせの防止といった問題が増えていることに着目した対策が必要。【市川委員】 ●過重労働については、時短をしていて負荷が大きいという質的な問題があるため、時間だけではなく仕事の質も捉え、本人が感じる負荷として明記する必要がある。【五十嵐委員】
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健との連携を推進する。 また、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など高齢者が地域で集い、憩うことのできる場所の整備を進める。 農村における高齢者福祉対策を推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～10 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、自治体、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を強化（平成 22 年度）。 ○自殺対策において先進的な取組を行う地域を選定し、それぞれ地域の実情にあったモデル的な自殺対策を実施していく地域自殺対策推進事業を実施（平成 19～21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を実施（平成 18～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画研修及び、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する相談支援研修を実施（平成 20・21 年度）。 ②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て、自殺対策研究協議会を開催（平成 19～22 年度）。 ③地域における心の健康づくりの推進体制を整備（平成 20・21 年度）。	●よい事例を点から面へと予算の裏付けを持った形で広げていくような政策が必要。【本橋委員】

			④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成 18 年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進（平成 20～22 年度）。	●新大綱においては、この項目の中で、地方自治体の役割と N P O などの民間団体の役割をもっと書き込んだ方が良い。【本橋委員】 ●職域からの人材を入れるなど、地域における関係者の交流・連携を促進するための方策を具体的に考える必要がある。【高橋（信）委員】
		農林水産省	○農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動等を推進（平成 19～22 年度）。 ○農山漁村における高齢者等の生きがい発揮のための施設整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備を推進（平成 19～23 年度）。	●東日本大震災の被災農家に経営支援等だけではなくメンタルヘルス関係の取組も実施しているのか、検討しているのか。【足立委員】 ●東日本大震災の被災農家について、農水省関連の相談窓口でもメンタルヘルスについても気を付けてもらえるような体制の整備が必要。【本橋委員】
		国土交通省	○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進（平成 19～23 年度）。	
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として活用し、養護教諭の行う保健相談活動を推進するとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など学校における相談体制の充実を図る。 また、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。	文部科学省	○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成 19～23 年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成 20～23 年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。 ○「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、「児童生徒の教育相談の充実について」を作成し、小・中・高等学校、教育委員会等に配布（平成 20 年度）。 ○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康教育指導者養成研修等を開催（平成 19 年度～平成 22 年度、平成 23 年 8 月）。 ○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催（平成 20 年度～平成 22 年度）。平成 23 年度は「児童生	

			徒の現代的健康課題への対応事業」として引き続き実施。 ○公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施（平成 19 年 12 月、平成 20 年 7 月、平成 22 年 7 月）。 ○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底するため、平成 19 年 12 月に実施した調査結果と併せて通知を発出（平成 20 年 5 月）。 ○平成 20 年 4 月より、全ての事業場において一定の要件を満たした労働者に対し医師による面接指導等を実施することが義務付けられたことも踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について周知徹底する観点から、通知を発出（平成 19 年 12 月）。 ○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催（平成 22 年 9 月、平成 23 年 1 月）。	●教師に対し傾聴の研修を行うべきではないか。 【高橋（信）委員】
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。				
(1) 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実	各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉のネットワークの構築を促進する。 また、必要な研修等を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図る。その上で、こうした心理職等のサポートを受けて精神科医が行う診療の普及状況を踏まえ、診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実のための方策を検討する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、心理職等自殺対策研修を実施（平成 20・21 年度）、また各地の研修に協力（平成 19～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施（平成 22 年度）。 ○うつ病に有効な認知行動療法について、実施マニュアルを作成し（平成 21 年度）、実施者養成のための研修を実施（平成 22 年度）。 ○「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において、アウトリーチ（訪問支援）について検討（平成 22 年度）。	●過剰投薬、過剰医療のリスクに対しての歯止め、チェックの仕組みが必要である。【五十嵐委員、清水委員】 ●かかりつけ医のみならず、保健師を含めた保健スタッフに対するうつ病研修を進める必要がある。【渡辺委員】 ●自殺対策として適切な精神科医療を行えるよう診療報酬体系を見直す必要がある。適切な精神科医療を提供できるようにする取組が必要である。【渡辺委員、清水委員】 ●適切な医療の継続という視点で項目立てをし、病院から地域の連携、職域と地域の連携という中に保健師がそこをつないでいくようなデザ

				インを明確にする必要がある。【五十嵐委員】
(2) うつ病の受診率の向上	「新健康フロンティア戦略」に基づき、うつ病についての正しい知識を普及し偏見をなくすための普及啓発を行う。 また、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための診療報酬上の評価を含む仕組みづくりについて検討する。	厚生労働省	○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成 19～22 年度）。 ○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に、「かかりつけ医心の健康対応力向上研修事業」を実施（平成 22 年度からは、小児科医等も対象）（平成 20～22 年度）。 ○平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、うつ病等の精神障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成 20 年度）。	●かかりつけ医への研修は成果を挙げている。救急医療に携わる医師にも基礎的な精神疾患の対応等についての教育研修の実施が必要。【坂元委員】
(3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】				
(4) 子どもの心の診療体制の整備の推進	子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。	厚生労働省	○「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告書（平成 19 年 3 月取りまとめ）の内容を踏まえ、子どもの心の診療医の養成のための研修の実施やテキストを作成（平成 19 年度）。 ○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成 20 年度より 3 か年のモデル事業として実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成 20～22 年度）。	●文部科学省と厚生労働省が連携して、地域の精神科医療従事者と学校がネットワークを作る取組みを促進する必要がある。今後、欧米のように生徒を直接対象とした自殺予防教育の可能性について検討すべきである。【高橋（祥）委員】 ●学校医の研修等を精神科医療従事者と合同で行うような仕組み作りが必要である。【向笠委員】

(5) うつ病スクリーニングの実施	保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域で、うつ病の懸念がある人の把握を進める。 特に、高齢者については、介護予防事業の一環としての基本チェックリストの結果をうつ病の１次スクリーニングとして活用するなどうつ病の懸念がある人を早期に発見し、適切な相談等につなげるための体制を整備する。	厚生労働省	○市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施（平成 19～22 年度）。	
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。 また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。	厚生労働省	○「障害者対策総合研究事業」における「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」において、うつ病以外の精神疾患等と自殺との関連についての調査研究を実施（平成 21・22 年度）。 ○アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し（平成 21・22 年度）、また、自助団体の活動を支援する観点から、「依存症回復施設職員研修事業」を実施（平成 22 年度）。 ○全日本断酒連盟の協力を得て、「自殺予防のためのアンケート調査」を実施し、アルコール問題普及啓発リーフレット「のめば、のまれる」を作成（自殺予防総合対策センター）（平成 21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺のハイリスク者の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介し、「自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修」「精神科医療従事者自殺予防研修」を実施（平成 22 年度）。	
(7) 慢性疾患患者等に対する支援	重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師を養成するなど、心理的ケアが実施できる医療体制の整備を図る。	厚生労働省	○看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施（平成 20～22 年度）。	

6. 社会的な取組で自殺を防ぐ				
社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺を防止する。				
(1) 地域における相談体制の充実	地方公共団体による自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口のわかりやすい一覧表等を掲載した住民向けの自殺予防のためのパンフレット等の作成・配布や相談しやすい体制の整備を促進する。	内閣府	○各都道府県、政令指定都市に対して、 ・社会的要因に関する各種相談窓口の整備 ・休日・夜間相談の実施 ・民間団体の相談窓口との連携 ・相談内容に応じた相談窓口の周知 等住民が相談しやすい体制の整備に努め、これら公的機関における相談事業の広報の強化への配慮について通知（平成 19 年 7 月）。 ○多重債務者対策本部（金融庁）、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催による「多重債務者相談強化キャンペーン（平成 20 年 9 月～ 12 月）」の実施に伴い、効果的な自殺予防週間となるよう同時期に多重債務者向けの無料相談会を実施するように各都道府県・政令指定都市に通知（平成 20 年 6 月 10 日）。 ○相談しやすい体制の整備を促進するため「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始（平成 20 年 9 月）。全国的な運用に向け、対象地域を拡大（平成 21～23 年度）。 ○「こころの健康相談統一ダイヤル」参加自治体による意見交換会を実施（平成 22 年 4 月 22 日）。 ○地域における相談体制の現状把握のため、「平成 20 年度インターネットを用いた自殺総合対策推進のための相談窓口情報調査」を実施。 ○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実（平成 21～23 年度）。 ○各都道府県に相談窓口情報を提供（平成 21 年度）。 ○ハローワークにおける心の健康相談を実施（平成 21 年 12 月～22 年 3 月）。	●地域包括支援センターにうつ等にも対応できるよう人員配置をすることにより、これからの高齢社会でワンストップサービスとして相談しやすい体制を構築する必要がある。【三上委員】 ●自殺対策の先進地で実績を挙げている「いのち支える総合相談会（多分野の相談機関や専門家が連携して行う相談会）」を全国各地で実施できるよう推進すべきである。【清水委員】

(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。	金融庁	○内閣に設置された多重債務者対策本部において、相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供等の具体的な諸施策を取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定（平成 19 年 4 月 20 日）。 ○多重債務者対策本部では、多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施（平成 20 年 6 月 10 日、平成 21 年 7 月 8 日、平成 22 年 12 月 2 日）。 ○各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し、相談業務を開始（平成 20 年 4 月）。 ○多重債務者対策本部長決定により、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、平成 19 年 12 月 10 日～16 日に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を、平成 20～22 年の 9 月～12 月には期間を 4 ヶ月に延長して「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。平成 22 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」では、特に事業者向けの相談を強化するため、中小企業団体を実施主体に追加する等取組みを深化。 ○改正貸金業法の完全施行に先立ち、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官により構成された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」において、総量規制等の円滑な実施のための施策の他、多重債務相談の改善・強化やセーフティネットの充実のための施策等を盛り込んだ「借り手の目線に立った 10 の方策」をとりまとめ（平成 22 年 4 月 2 日）。 ○上記方策に基づいて実施した「あなたは大丈夫？キャンペーンー貸金業法が大きく変わります！ー」において、多重債務相談窓口の認知度向上のための取組を実施（平成 22 年 5 月～）。	
		消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成 21 年度～）。	
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等	失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応する。 また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、ニート状態にある若者等の自立を個別的・継続的・包括的に支援する。	厚生労働省	○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応（平成 19～22 年度）。 ○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充（77 か所→（平成 21 年度）92 か所→（平成 22 年度）100 か所）するとともに（平成 21・22 年度）、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対する能動的な働きかけ等を実施（平成 21 年度）。また、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力	

			を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化（平成 22 年度）。 ○ホームレス等の生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題、自殺関連行動への注意喚起を図るシンポジウムの開催（自殺予防総合対策センター）（平成 21・22 年度）。	●不当な扱いを受けている労働者の問題について、既存の施策を整理した上で、心の悩みを受ける仕組みなど更に強化する必要がある。【五十嵐委員、市川委員】
(4) 経営者に対する 相談事業の実施等	商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。 また、全都道府県に設置している中小企業再生支援協議会で、相談から再生計画の策定支援まで、地域の金融機関など地域の総力を結集して中小企業の再生を支援する。 さらに、事業に失敗した人など経済的に困難な状況にある経営者が事業に再チャレンジできるよう支援すべく、早期撤退や新たな事業への再挑戦について専門家による相談対応を行う窓口を全国各地に設置するとともに、政府系金融機関等における本人保証・第三者保証や不動産担保を求めない保証・融資の拡充、個人保証に過度に依存しない融資について金融機関へ要請等を行う。	金融庁	○全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう要請を行った（平成 19 年 7 月ほか）。	
		経済産業省	○中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を創設（平成 19 年度）。 ○中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設（平成 19 年度）。 ○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、企業再生に係る相談や経営相談から再生計画の策定支援まで対応（平成 19～23 年度）。 ○全国に早期転換・再挑戦支援窓口を設置し、廃業経験者の再起業等に関する相談事業を実施（平成 19・20 年度）。 ○新創業融資制度について、貸付限度額の引き上げや貸付要件の緩和の実施（平成 19 年度）、対象となる貸付制度の追加（平成 19、20、21、22 年度）等を行いつつ、着実に実施（平成 19～23 年度）。 ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助（平成 21～23 年度）。 ○全国 52 か所の「地域力連携拠点」において、債務返済など経営課題の解決を支援するため、弁護士を選定し、「経営者のための法律相談」を実施（平成 21 年 12 月 24 日～平成 22 年 3 月 15 日）。 ○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）制度」を実施（平成 21～23 年度）。 ○中小企業の資金繰り対策に万全を期すため、景気対応緊急保証の創設やセーフティネット貸付の延長・拡充、公的金融による条件	

			変更の目標の引き上げ、金融に特化したワンストップの相談窓口として「中小企業金融合同相談会」の開催(全国 186 か所)等を実施(平成 21 年度)。 ○資金需要の高まる年末及び年度末において、厚生労働省や金融庁とも連携し、ワンストップ・サービス・デイを開催し、資金繰り、経営支援、知的財産の活用、雇用調整助成金等、中小企業のあらゆる相談に対応(平成 21 年度)。 ○年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催するとともに、2011 年 3 月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施した(平成 22 年度)。 ○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国 48 か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、弁護士(・相談員(平成 22 年度))が無料で対応(平成 21～23 年度)。 ○全国 84 か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士による中小企業経営者のための法律相談等に対応(平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月)。 ○自殺対策強化月間に先立ち、約 400 の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約 8 千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請(平成 22 年度)。 ○平成 23 年 3 月 1 日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」を引き続き実施(平成 23 年度)。	●困難な状況にある経営者の例示に東日本大震災で被災した経営者についても入れてほしい。また、被災者の立場に立った視点も盛り込むべき。【三上委員】
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	日本司法支援センター(法テラス)の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。	法務省	○日本司法支援センター(法テラス)において、自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)や地方事務所、Web サイトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている(平成 19～23 年度)。 ○法テラスの Web サイト(携帯サイトを含む)上に「自殺対策強化月間」の特設コーナーを設置し、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた自殺要因となる可能性の高い法的トラブルに関する F A Q (よくある質問と答え)及び支援団体、相談窓口のリンク集	●心理的瑕疵物件に関する不当な損害賠償請求など、社会問題化している事案について、法テラスにおける支援を(強化)してほしい。【杉本委員】

			を掲載し、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している（平成 20 年度～23 年度）。 ○法テラスが定期的に配信するメールマガジンにおいて、自殺対策強化月間の告知や相談の呼びかけを行うなどして、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している（平成 21 年～23 年度）。 ○法テラス地方事務所において、自殺予防に関する研修会などに参加し、パンフレット・リーフレットを配布するなどして、法テラスの周知を図っている（平成 22 年度）。 ○法テラスにおいて、金融庁・日本弁護士連合会等の関係機関・団体と連携・協力し、多重債務問題・労働問題等に関する相談会を実施するなどして、経済的に余裕のない方のために無料法律相談を実施したり、弁護士費用等を立て替える民事法律扶助制度の周知徹底を努めるとともに、契約弁護士等による無料法律相談を実施し受任・受託につなげるなどして問題の解決を図った（平成 21・22 年度）。 ○民事法律扶助の利用を促進するために、法テラスの Web サイト上に、民事法律扶助を利用するための資力要件を満たすかどうか確認できる「要件確認体験ページ」を掲載するなどして、より利便性を高めている（平成 21 年 1 月～23 年度）。 ○法テラスの Web サイト上に、多重債務問題・労働問題等を抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせるよう、セルフチェックができる「法的トラブル判断シート」を掲載している（平成 22 年 9 月～23 年度）。 ○新聞・テレビ等のマスメディアを利用した広報活動を行うとともに、パンフレット・リーフレット等を関係機関や各県の主要郵便局等へ配布したほか、Web サイトを随時更新するなどして、法テラスの業務内容等について周知徹底を図っている（平成 19～23 年度）。	
(6) 危険な場所、薬品等の規制等	自殺の名所や高層建築物等における安全確保の徹底や鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の普及を図る。	警察庁	○自殺するおそれのある行方不明者（家出人）の発見活動に努めた（平成 19～22 年度）。	
	また、危険な薬品の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動を継続して実施する。	厚生労働省	○医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施（平成 19～22 年度）。 ○毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った（平成 22 年度）。	

		農林水産省	○農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催や農薬販売者への研修指導を実施（平成 19～21 年度）。 ○硫化水素ガス自殺対策として、農薬の適正販売に向けた関係団体へ協力を依頼（平成 20 年 5 月 20 日）。	●ハード対策だけではなく、気づきを促す掲示などソフト対策も織り込めないか。【高橋（信）委員】
		国土交通省	○特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った（平成 19～23 年度）。 ○鉄道のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア（可動式ホーム柵を含む。）の設置を促進（平成 19～23 年度）。 ○鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を実施（平成 22～23 年度）。	
(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。 また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、明確化を図る等の対策を推進する。 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	内閣府（青少年）	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の施行に伴い、広報啓発資料の配付等を通じて、広報啓発活動を実施（平成 20～23 年度）。 ○有識者検討会において、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の策定に向けた検討を実施し（平成 20・21 年度）、法施行状況等に係る検討を実施（平成 22・23 年度）。 ○青少年のインターネット利用環境実態調査を実施（①平成 21 年 10 月～11 月、②平成 22 年 9 月、③平成 23 年 6 月）。その他各種調査を実施（平成 21～23 年度）。	
		警察庁	○インターネット上における違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネット・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。また、都道府県警察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施（平成 19～22 年度）。 ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおけるサイト管理者等への削除依頼の対象に、硫化水素ガスの製造を誘引する情報を追加し、同情報に係るサイト管理者等への削除依頼を開始（平成 20 年度）。	
		総務省	○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条	

			項」を含む各種ガイドラインの事業者向け説明会を、平成 19 年 11 月に全国 4 ヶ所で開催する等、各種ガイドラインの周知に努めた（平成 19 年度）。 ○平成 19 年 12 月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等のフィルタリングサービスの導入促進に取り組むよう要請した。 ○「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」における禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂（平成 20 年 12 月）。 ○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援（平成 21 年度）。 ○プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う「違法・有害情報相談センター」を設置した（平成 21 年度）。	
		文部科学省	○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき策定された基本計画等に沿って、青少年のフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を実施（平成 21～23 年度）。	
		経済産業省	○ＰＣメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請（平成 20 年度）。 ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成 20～23 年度）。 ○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成 20～23 年度）。	
(8) インターネット上の自殺予告事案等への対応等	インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。 また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援、相談者への対処方法の教示等を実施する。	内閣府	○「自殺対策加速化プラン」に基づき、検索サイト管理者等との意見交換を実施（平成 20～23 年度）。	
		警察庁	○都道府県警察において、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護依頼等の自殺防止措置を講じた（平成 19～22 年度）。	
		総務省	○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の運用による自殺予告者の発信者情報開示の推進（平成 20 年度）。 ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援（平成 21・22 年度）。	

		経済産業省	○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を検討（平成 19 年度）。 ○ＰＣメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請（平成 19・20 年度）。 ○フィルタリングの重要性や利用促進に関するセミナー等を開催（平成 19 年度）。 ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成 20～23 年度）。 ○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成 20～23 年度）。	
(9) 介護者への支援の充実	高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。	厚生労働省	○地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施（平成 19～22 年度）。	
(10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防	子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような全国統一ダイヤルによるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。	法務省	○以下の施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。 ・「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成 19～22 年度。23 年度も配布予定）。 ・「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施（平成 19～23 年度）。	
		文部科学省	○いじめ問題に悩む子どもや保護者等がいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24 時間いじめ電話相談を実施（平成 19～23 年度）。 ○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施（平成 19～23 年度）。 ○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成 19～23 年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成 20～23 年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。 ○「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係	

			機関や民間団体の連携による、相談体制の充実・子どもの居場所づくり等の取組を推進（平成 21～23 年度）。	
(11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	世界保健機関の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」の報道各社に対する周知を図る。	内閣府	○内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、WHO が作成した「メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知（平成 19～23 年度）。 ○内閣府記者クラブ及び厚生労働省記者クラブを通じて、WHO が作成した「メディア関係者のための手引き」を報道各社に配布・周知（平成 20 年 4 月）。	●自殺報道が自殺の誘発を招いている可能性を指摘した資料やWHOのガイドラインを紹介しつつ、報道各社に自殺報道ガイドラインの策定を呼び掛けるべきである。【清水委員】
		厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施（平成 20～22 年度）。	
7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、入院中及び退院後の心理的ケア、自殺の原因となった社会的要因に対する取組を支援する。				
(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	精神科救急体制の充実を図るとともに、必要に応じ、救命救急センターにおいても精神科医による診療が可能となるよう救急医療体制の整備を図る。 また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療と管理に関するガイドラインを作成する。	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催（平成 20～22 年度）。 ○平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、救命救急センターにおいて自殺企図等が疑われる患者について、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成 20 年度）。	●精神科救急体制の整備に向けて、具体的な課題を分析して記載すべきである。【清水委員】 ●多くのリスク者は精神科救急ではなく一般の救急に来ている現状から、一般の救急を扱う医師に基礎的な精神疾患への対応を促進する必要がある。【坂元委員】 ●救急隊員に対する精神疾患についての研修が重要。【三上委員】 ●一般救急の医師が精神科の受診を勧めた場合、積極的に精神科医療につなげていくための仕組みが必要である。【渡辺委員、坂元委員】

(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援	自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、退院後は、家族等の身近な人の見守りを支援するため、地域において精神科医療機関を含めた医療保健福祉のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を図る。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員への研修を実施(平成 20 年 1 月 10～11 日)。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター、保健所等で自殺予防に関する相談業務を行っている者を対象とした、相談技法に関する専門的な研修を実施(平成 20・21 年度)。 ○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18～20 年度)において、自殺未遂者ケアに関するガイドライン及び自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施(平成 20～22 年度)。	
8. 遺された人の苦痛を和らげる 自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うとともに、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援する。				
(1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援	精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族への相談体制を充実するとともに、遺族等のケアに関するガイドラインを作成することにより、地域における民間団体が主催する自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援する。	内閣府	○「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」(平成 20 年度)、「自死遺族支援研修等事業」(平成 21 年度)において、自死遺族の分かち合いの会の運営についての研修等を実施。	●賃貸物件で自殺が起きた場合の貸主からの過大な損害賠償請求など、法的、経済的支援も視野に入れるべきである。【清水委員、杉本委員】 ●「自助グループ」「遺族」について、表現方法の精査が必要である。【杉本委員】 ●遺族支援については、総合的に行うという観点が必要である。【杉本委員】
		厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18～20 年度)において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催(平成 20～22 年度)。	
(2) 学校、職場での事後対応の促進	学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料を作成する。	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成。(平成 21 年度)各学校及び教育委員会等に配布。 ○平成 22 年度「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。(平成 23 年 6 月)また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出(平成 23 年 6 月)。	●緊急対応の手引きを活用した研修会を県単位、市町村単位に広げていく必要がある。【高橋(祥)委員、向笠委員】

		厚生労働省	○職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」（自殺予防マニュアル）の内容を充実（平成 19 年 10 月）させるとともに、全国でセミナーを開催する等により普及啓発を実施（平成 19～21 年度）。	
(3) 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進	遺族のための地方公共団体による各種相談窓口の一覧表、民間団体の連絡先等を掲載したパンフレットの作成と、遺族と接する機会の多い関係機関等での配布を促進する。	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催（平成 20～22 年度）。 ○地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成、配布（平成 22 年度）。	
(4) 自殺遺児へのケアの充実【再掲】	自殺者の遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【再掲】			
9. 民間団体との連携を強化する 自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠である。宗教家、遺族やその支援者などが、ボランティアとして参加している民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助している。国及び地域の自殺対策において、このような民間団体の活動を明確に位置づけること等により、民間団体の活動を支援する。				
(1) 民間団体の人財育成に対する支援	遺族のための自助グループの進行役（ファシリテーター）、電話相談事業の相談員等の養成のための研修資材を開発する。	内閣府	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて民間団体の人材育成に対する支援を実施（平成 21～23 年度）。	●都道府県等に対して、地域の民間団体の状況を適宜把握して積極的に情報提供するよう働きかける必要がある。【清水委員】
		厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Web サイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を行うとともに、民間団体の相談従事者への教育研修を実施（平成 20・21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、Web サイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を実施（平成 18～22 年度）。 ○自殺対策に関連する学会等の学術成果や経験を互いに紹介し、意見交換を行う「自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会」を開催（平成 22 年度）。	
(2) 地域における連携体制の確立	地域において、自殺対策活動を行っている公的機関、民間団体等の確かな連携体制の確立を促す。	内閣府	○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成 19 年 7 月 1 日）。	●都道府県が設置している自殺対策協議会の多くが形式的な活動報告の場になってしまっている。もっと実践的な取組を推進するよう働きかけるべきである。【清水委員】

		○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うとともに、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等自殺対策への取組を促した（平成 19 年 7 月 2 日）。 ○都道府県知事及び政令指定都市長に対して、自殺対策連絡協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮するよう通知（平成 19 年 7 月 31 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策推進事業、多重債務問題の取組等についての説明を行い取組を促した（平成 20 年 3 月 6 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成 20 年 7 月 11 日）。 ○都道府県知事及び政令指定都市長に対し、「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進」を通知し、①関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実、②社会的要因に対する相談支援体制との連携強化、③自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施、④地域の相談員を対象とした研修会の開催を依頼（平成 21 年 1 月）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成 21 年 5 月 14 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介（平成 22 年 7 月 23 日、11 月 26 日、23 年 2 月 23 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した取組事例を紹介するなど、地域における自殺対策の促進に資する情報を提供予定（平成 23 年度）。 ○自殺総合対策における具体的な支援策を学び、地域での具体的な自殺総合対策を検討し、民間団体と行政機関のネットワーク形成を図ることを目的とした「地域における自殺総合対策推進のための緊急ワークショップ」を実施（平成 21 年 3 月 3 日・4 日）。 ○自殺防止のためのワークショップを、全国 6 か所（札幌市、東京都、長野県、大阪市、堺市、福岡市）にて実施（平成 21 年度）。	
--	--	---	--

		厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を実施し（平成 19～22 年度）、報告書を作成（平成 20・22 年度）。 ②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を開催（平成 18～21 年度）。 ③「困窮者問題への対応についての勉強会」及びシンポジウム「生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題と支援のあり方」を開催（平成 21 年度）。	
(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援	民間団体の電話相談事業に対する支援を引き続き実施するとともに、相談窓口電話番号の全国共通化について検討する。	内閣府	○電話相談について、電話番号の全国共通化について検討（平成 19・20 年度）。 ○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施（平成 21～23 年度）。	
		厚生労働省	○一般社団法人日本いのちの電話連盟主催の日本自殺予防シンポジウム及びフリーダイヤルによる自殺防止のための電話相談事業（毎月 10 日）に対して、助成を実施（平成 19～22 年度）。 ○都道府県に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあたり広報等について協力依頼を通知（平成 19 年 7 月 11 日、平成 20 年 7 月 9 日、平成 21 年 9 月 3 日）。 ○「自殺防止対策事業」で、相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、財政的支援を実施（平成 21～22 年度）。	
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策を支援する。	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいては、自殺予防を目的に掲げていないが自殺予防にきわめて重要と思われる取組や活動を、研修プログラムの中で紹介（平成 19～22 年度）。 ○先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施（平成 21・22 年度）。	

自殺対策の数値目標 平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることを目標とする。	平成 17 年：24.2（人口動態統計） ↓ 平成 22 年：23.4（人口動態統計（概数））	
--	--	--

（基本認識）

- 「自殺は追い込まれた末の死」を「自殺の多くは追い込まれた末の死」に。また「自殺は防ぐことができる」を「多くの自殺は社会的介入によって防ぐことができる」と修正すべき。つまり、断定的な表現を改めるべき。【清水委員】
- 「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」を「自殺を考えている人は周囲になかなか言い出せない」といった表現にすべき。【清水委員】
- 自殺について、偏見の是正、正しい理解を進めるため、基本認識の修正は必須である。具体的には、「自殺は追い込まれた末の死」を「自殺には様々な要因が複雑に関係している」に、「自殺は防ぐことができる」を「多くの自殺は社会的介入によって防ぐことができる」に、「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」を「自殺を考えている人は何らかのサインを発していると思われがちだが、周囲になかなか言い出せないことも多い」に修正すべき。【杉本委員】
- 自殺対策とは「生きる支援」であることを謳うべき。また、「生きる支援」を当事者（利用者）本位で、行政や民間、国や地方といった支援する側が連携しながら進めていく必要があることを明記すべき。【清水委員】

（第3 世代別）

- 世代別については現在の青少年、中高年、高齢者というくくりをもう少し細かくすべきではないか。特に高齢者については60歳代と後期高齢者とは分けて考えなければいけない。【渡辺委員】

（その他）

- 現大綱は網羅的に全てが書いてあるので地域の担当者が困惑している。優先順位づけをするとともに、「地域で参照する際には、あくまでも大綱はたたき台であって、現場でよく話し合って必要な対策を講ずるように」ということが伝わるようにすべきである。【高橋（祥）委員】
- （性的）マイノリティの問題が書かれていないので、（性的）マイノリティの人々がハイリスク者であるということを盛り込むべき。【高橋（祥）委員】
- 漠然とした数値目標だけでなく、その目標を達成するための戦略策定の必要性を明記すべき。 【清水委員】
- 様々な施策の効果を検証する必要性を明記すべき。【清水委員】